

たき火による火災について

No. 7

「**たき火**」が原因による火災は、毎年数多く発生しており、火災の発生原因の上位となっています。 その中でも、たき火の燃え広がりや不始末により発生した火災が多く発生しています。 今回は、「**たき火による火災**」についてお伝えします。

火災事例

専用住宅に住む高齢の男性が、刈り取った枯草を集めて敷地でたき火をしていたところ、近くの竹やぶに燃え広がっているのに気付く、慌てて水道ホースを使って消そうとしましたが、火の勢いが強く消火できませんでした。 近所の女性が、「パチパチ」という音に気付く屋外へ出てみると、竹やぶから火と煙が上がっていたので、すぐに自宅へ戻り、家の固定電話で119番通報しました。 その後、火は竹やぶから倉庫に燃え移り、倉庫2棟が「全焼」し、住宅1棟が「ぼや」となりました。 この火災では、死傷者は発生していません。 火災の原因は、「**たき火の燃え広がり**」によるものでした。

火災現場の写真



竹やぶに燃え広がった様子



全焼した倉庫

たき火を行う場合について

- たき火、焼き畑等は例外を除き、原則として**廃棄物の焼却は禁止**されています。

※ 例外となる廃棄物の焼却については、右の2次元コードからご確認ください。 ➡

- 焼却禁止の例外行為を行う場合には、「**火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為**」として、あらかじめ**消防への届出が必要**です。(火災予防条例第60条)

- 例外行為を行う前に最寄りの消防署又は消防分遣隊へ電話等でお知らせください。

< たき火を行う場合の注意点 >

- ① 周囲に**燃えやすいものがない場所**で行う。 ② **乾燥注意報**等が出ているときや、**風の強いとき**はやめる。
- ③ 水バケツ、消火器等による**消火の準備**を行う。 ④ 火を消すまで、**その場を離れない**。 ⑤ 少しずつ**小分け**にして行う。
- ⑥ 実施する時間を決めて行う。 ⑦ たき火の後始末は、残火がないよう十分に行う。

- 林野火災注意報・警報について

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、空気が乾燥しているなど、林野火災が起こりやすい状態であるとき発令します。

火の使用の制限など詳しいことは、右の2次元コードからご確認ください。 ➡



【廃棄物の野外焼却の禁止について】



【林野火災注意報・警報について】